

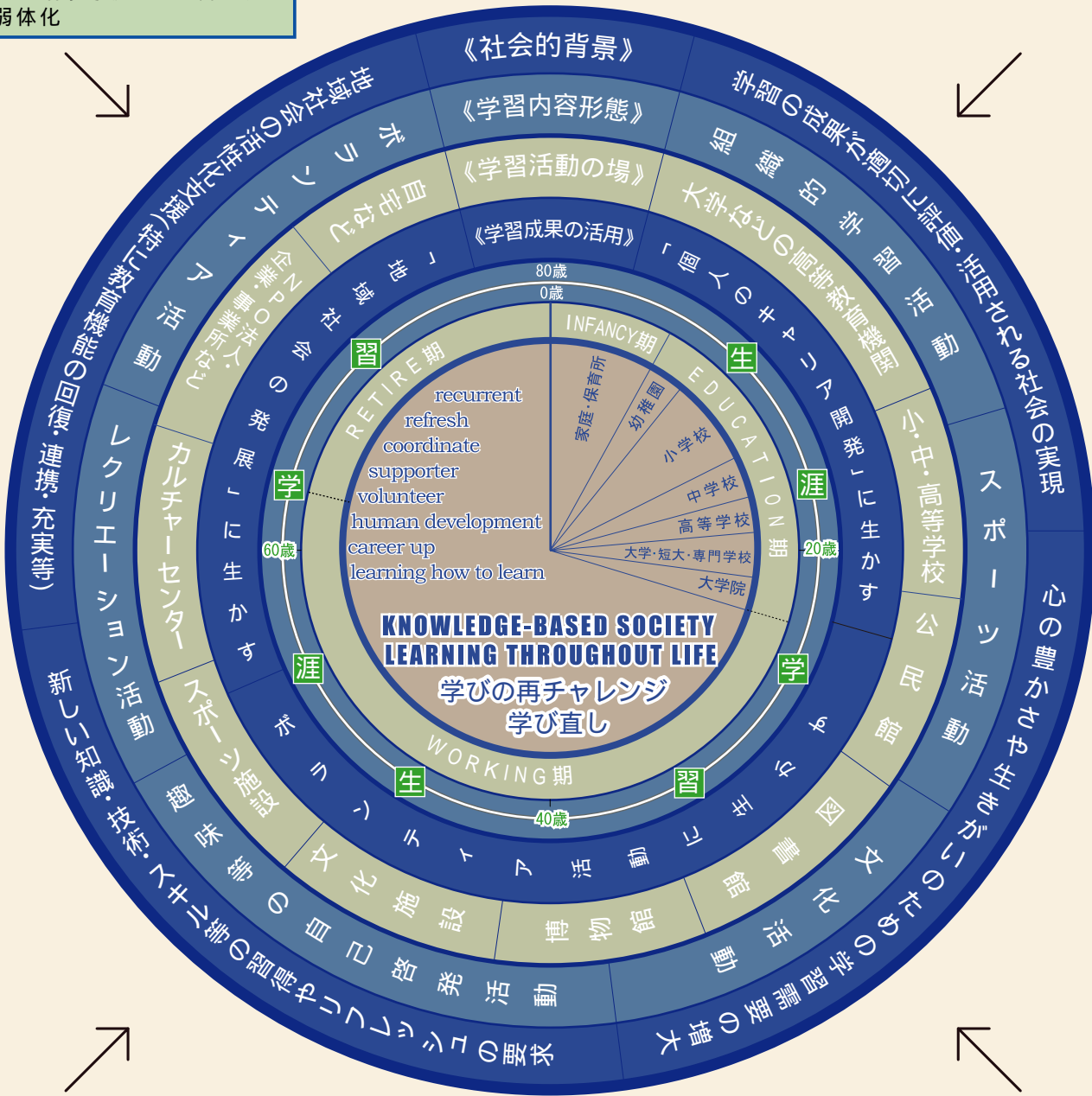
生涯学習社会のマスターコンセプト

〔生涯学習審議会答申/平成4年〕

《生涯学習社会》
 人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、
 その成果が適切に評価（・活用）されるような社会

都市化、工業化、核家族化、少子高齢化等に伴う変化の中で、人間形成の基盤を培う家庭や地域社会の基盤の弱体化

学歴社会の弊害是正



科学技術の高度化、IT(情報技術)化、グローバル化、作業構造の変化、雇用の流動化等、わが国の経済や社会の直面する課題変化

所得水準の向上、自由時間や余暇の増大、高齢化等の社会の成熟化

〔参考〕新「教育基本法」(平成18年)(生涯学習の理念) 第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

上記《生涯学習社会》定義中の（・活用）は、代田による補足語